

商務省告示

仏暦2562年 中古車の、王国への輸入禁止または輸入許可取得対象品目への指定について

王国への中古車輸入管理制度を現状に即し改正する必要があるところ、

仏暦2522年 王国の輸出入管理法第5条1項(1)、(2)、(3)、と(6)、及び2項を根拠とし、閣議決定により商務大臣は以下の通り告示する。

第1条 本告示を「仏暦2562年 中古車の、王国への輸入禁止または輸入許可取得対象品目への指定についての商務省告示」と呼ぶ。

第2条 本告示は、官報発行日より百八十日を過ぎた時に施行する。

第3条 以下を廃止とする。

(1) 仏暦2496年 王国への特定品目についての輸入管理法(第9号)の品目リスト第30番に記載される自動車に限った王国への輸入管理。

(2) 仏暦2534年8月30日付の、仏暦2534年 王国への物品輸入についての商務省告示。

(3) 仏暦2547年4月5日付の、仏暦2547年 王国への六輪以上の中古バス輸入についての商務省告示。

第4条 本告示において、

「中古車」とは、すでに使用された自動車を意味する。ただし以下のものを除く。

(1) 商標権者により発行された証明書を持ち、品質テスト若しくは販売拠点への搬送のみを目的として使用された自動車。

(2) 外国にて初めて使用登録されてから六十日以内に搬送出発地点の運搬車へ運び込まれ、かつ新車として規定された関税を財務省関税局へ納付済みの自動車。

第5条 関税番号87.01(トレーラーを除く)、87.02、87.03(救急車を除く)と87.04における中古車、及び関税番号97.06に定められる百年以上の中古車(旧車)を王国への輸入禁止品目とする。

第6条 関税番号87.01におけるトレーラーで中古のもの、87.03における救急車で中古のもの、及び87.05における中古車を王国への輸入許可取得品目とする。

第7条 第5条及び第6条は、以下に適用されないものとする。

(1) 王国への輸入について外務省が適切と認め、かつ関税局への通知書を有し、大使館、領事館、国際機関、外国通商・経済事務所、特権を有する外国機関や個人により輸入される中古車。

(2) 国家災害対策に基き王国への輸入について外務省が適切と認め、かつ関税局への通知書を有し、タイ国の公的機関、国営企業、若しくは慈善団体が外国より寄付を受け、輸入される中古車。

(3) 関税法に基づいて王国へ一時的に輸入する後に輸出される、若しくは王国から一時的に輸出した後で輸入され、かつ輸入者が関税局にそれぞれの場合に従って関税手続きを完了させた中古車。

(4) 陸上運輸局へ国内使用登録の上、王国より輸出するも、外国にて使用登録ができない、若しくはその国への輸入ができないために、王国へ返送せざるを得ない中古車。但し、王国より輸出した日より二年以内に輸入しなければならない。

(5) タイ国工業団地法若しくは関税法に基づいて王国へ輸入し、タイ工業団地（IEAT）フリーゾーンやフリーゾーン（FZ）内にて何らかの改造・修理をして使用可能の状態にした後、王国から輸出される中古車。

(6) 研究、開発、若しくは性能試験を目的とする試作品として使用し、かつ物品税局により発行された物品税免除、若しくは課税が零パーセントとなる権利を認可する書類を有し、輸入時に関税局へ提示の上、輸入される中古車。

(7) 博物館での展示のみが目的で陸上運輸局への登録をしないことについて、芸術局により発行された証明書を有する中古車。

(8) 武装管理法に基づいて国防省が王国への輸入を認可する中古車。

(3) に基づく中古車の王国への輸入について、観光のために一時的に輸入する場合、王国への輸入期間は当該の観光客に付与される王国内の滞在許可期間に適合しなければならず、ま

た、観光のために一時的に輸出する場合、王国より輸出してから王国へ輸入するまでの期間は、当該の観光客に付与される当該の外国内での滞在許可期間と適合しなければならない。

第8条 第5条に違反して中古車を王国に輸入した場合、関税局は当該の輸入車両を廃棄する。

第9条 本告示の施行日の前日までに、王国への一時的な輸入、若しくは改造の上での輸出の認可を受けた中古車は、該当する法律の効力・罰則が失効するまでの間、既定の条件に従い続けなければならない。

仏暦2562年6月12日付告示

チュティマー・ブンヤプラパツ

商務副大臣

商務大臣代理

注意：本仮訳と原文に相違する記載があるときには、全て原文が優先します。